

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H28. 9. 13	H28. 11. 11	個人事業税TACSS事務処理要領				1												(7条6号) 当該公文書はシステムの仕様に関する情報に当たり、情報を公開することで税務情報等を違法に収集することを容易にし、税務事務に多大な影響を及ぼすおそれがあるため (7条4号) 当該情報を利用して税務情報が漏えいすると、犯罪を誘発し、又は、犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	主税局課税部課税指導課
2	H28. 11. 3	H28. 11. 17	不動産取得税課税事務の取扱について（41主課固発第289号主税局長通達） 不動産取得税の課税事務の取扱いについて（15主資固第192号主税局長通達） 「不動産取得税の課税事務の取扱いについて」の一部改正について（16主資固第151号主税局長通達） 「不動産取得税の課税事務の取扱いについて」の一部改正について（19主資固第179号主税局長通達） 「不動産取得税の課税事務の取扱いについて」の一部改正について（25主資固第1号主税局長通達） 上記5件に係る「鑑文の全文」及び「取り壊すことを条件として家屋を取得した場合の取扱いが記載されている箇所の全文」	16	1															主税局資産税部固定資産課
3	H28. 11. 4	H28. 11. 17	24主資評第194号平成24年11月2日付の資料 24主資評第194号平成24年11月2日付の別途資料 24主資評第194号平成24年11月2日の回答文書すべて、または24主資評第194号の回答を取りまとめた資料				1												当該公文書は、保存期間満了により廃棄済みであり、存在しないため	主税局資産税部固定資産評価課
4	H28. 10. 21	H28. 11. 21	(1) 保管等委託 ア 文書保存箱保管等委託 27主総経第1347号委託契約書 イ 支払書類（支出命令書、請求書、委託完了届）8月分 ウ 2016年8月分処理実績報告 (2) 溶解処理に係る文書保存箱の運搬委託 ア 都税事務所等保管文書の溶解処理に係る文書保存箱の運搬委託 28主総経第272号の2委託契約書 イ 支払書類（支出命令書、請求書、委託完了届、誓約書） ウ 平成28年度運搬処理実績内訳、作業数量確認書・検量書（平成28年9月27日分） (3) 保管文書の溶解処理委託 ア 都税事務所等保管文書の溶解処理委託 28主総経第244号の2請書 イ 支払書類（支出命令書、請求書、委託完了届、誓約書） ウ 平成28年度溶解処理実績内訳、機密文書溶解証明書（平成28年9月27日分）	73		1					1	1	1						●受託事業者の印影 (7条2号) 受託事業者の従業員印の印影は、従業者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 受託事業者の社印、代表者印及び従業員の印影を公にすることにより、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められるため ●口座情報登録内容の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人、受託事業者問合せ先 (7条3号) 当該部分は、契約先事業者の内部管理情報であり、公にすることにより、契約先事業者の事業運営が損なわれると認められるため ●車両番号 (7条3号) 車両番号は、契約先事業者の内部管理情報であり、公にすることにより、契約先事業者の事業運営が損なわれると認められるため ●ドライバー名及び受領者名 (7条2号) 受託事業者の従業員の氏名は、従業者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため	主税局総務部総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。